令和6年7月25日 総 務 局

令和5年度 東京都の個人情報保護制度の運用状況について

令和5年度の個人情報保護制度の運用状況がまとまりましたので、お知らせします。

【ポイント】 保有個人情報の開示・訂正・利用停止等の決定件数は3,650件であり、前年度と比べて 95件(2.7%)増加。近年は令和2年度を除き、増加傾向

開示請求に対する決定件数は3,638件で、内容別の決定状況を見ると、生活安全相談関係1,016件(27.9%)、診療情報関係633件(17.4%)及び110番処理関係513件(14.1%)が上位

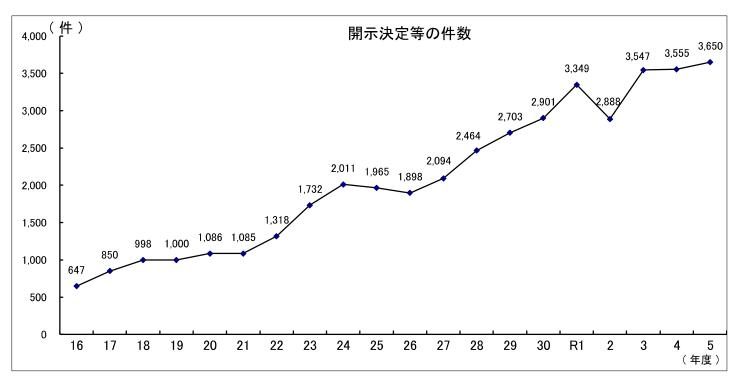
1 保有個人情報

(1) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

(単位:件)

		HH				±			利用					
年度	総計	開示計	開示	部分開示	不開 示	不存 在等	訂正計	訂正	一部訂正	不訂 正等	停止計	利用 停止	利用 一部 停止	利用 不停止 等
令和5年度	3, 650	3, 638	935	2, 344	89	270	7	1	0	6	5	0	0	5
令和4年度	3, 555	3, 538	837	2, 350	62	289	9	6	0	3	8	0	0	8

※ 「不存在等」は不存在、存否応答拒否及び却下相当の不開示の合計、「不訂正等」は不訂正及び却下相当の不訂正の合計、「利用不停止等」は利用不停止及び却下相当の利用不停止の合計です。



(2) 開示決定等の内容別の決定状況(上位5件)

順位	請求内容	決定件数(件)	決定件数全体に 占める割合(%)	所管局
1	生活安全相談関係	1, 016	27.9	警視庁
2	診療情報関係	633	17. 4	都立病院機構
3	110番処理関係	513	14. 1	警視庁
4	児童相談関係	244	6. 7	福祉局
5	事件相談受理関係	125	3. 4	警視庁
上位 5 件の計		2, 531	69. 6	-

(裏面に続く)

(3) 保有個人情報を取り扱う事務の状況

都の機関等は、保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条1項各号に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を備え付けることになっています。

令和5年度末時点での登録簿の総数は、4,712件です。

(単位:件)

年度	開始	変更	廃止	登録簿の総数	
令和5年度	283	76	121	4, 712	

2 個人情報保護審査会の運営状況

(単位:件)

左座		件数	<i>₩</i> . Η1	諮問	審査会			
年度	開示請求	訂正請求	利用停止請求	計	答申	取下げ	開催回数 (回)	
令和5年度	41	10	0	51	42 (155)	15	31	
令和4年度	60	3	0	63	35 (40)	1	31	

- ※ 個人情報保護審査会は、東京都個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定により設置され、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があった場合に、審査庁の諮問に応じて審議し答申を行います。審査庁は、この答申を受けて裁決を行います。
- ※ 審査会開催回数には総会1回が含まれます。
- ※ 「新規諮問」、「答申」、「諮問取下げ」の各項目は、各年度に行われた件数です。
- ※ 複数の諮問を併せて答申することがあり、()内には答申のあった諮問の件数を参考計上しています。

3 相談の受付状況

個人情報保護に関する相談は185件ありました。相談者別の内訳は次のとおりです。

(単位:件)

年度	計	都民・消費者	事業者	行政機関
令和5年度	185	180	3	2
令和4年度	119	117	2	0